

●所得控除の内訳(計算方法) ※人的控除は内側に記載があります。

物的控除の種類	控除額の計算方法（前年中に自己または自己と生計を一にする人が支払った額が対象になります。）				
雑損控除	①（損失額－保険金等による補てん額）－総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の合計額－5万円			①②のいずれか大きいほう	
医療費控除	(支払った医療費の額－保険金等の補てん額)－ $\left\{ \begin{array}{l} \text{①10万円} \\ \text{②総所得金額等の5\%} \end{array} \right\}$			①②のいずれか小さいほう (最高限度額200万円)	※併用及び 申告後の変 更はできま せん
医療費控除の特例	支払った特定一般用 (医薬品等の購入額－保険金等の補てん額)－12,000円			(最高限度額88,000円)	
社会保険料控除	支払った社会保険料金額全額				
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金金額全額				

生命保険料控除 計算シート					
生命保 険料 控 除	一般生命保険料	新保険料の計を計算式Ⅰで計算(限度額40,000円)	①	計(①+②)(限度額40,000円)	③
		旧保険料の計を計算式Ⅱで計算(限度額50,000円)	②	②と③のいずれか大きい金額	◆
	介護医療保険料	保険料の計を計算式Ⅰで計算(限度額40,000円)	★		
	個人年金保険料	新保険料の計を計算式Ⅰで計算(限度額40,000円)	④	計(④+⑤)(限度額40,000円)	⑥
		旧保険料の計を計算式Ⅱで計算(限度額50,000円)	⑤	⑤と⑥のいずれか大きい金額	●
	計算式Ⅰ(新保険料等用)		計算式Ⅱ(旧保険料等用)		複数ある場合は、それぞれ計算 して合計。 (最高限度額120,000円)
	支払額	控除額	支払額	控除額	
	20,000円以下	全額	25,000円以下	全額	
	20,001円～40,000円	支払額×1/2+10,000円	25,001円～50,000円	支払額×1/2+12,500円	
	40,001円～80,000円	支払額×1/4+20,000円	50,001円～100,000円	支払額×1/4+25,000円	
	80,001円以上	一律 40,000円(限度額)	100,001円以上	一律 50,000円(限度額)	

種類	支払額	控除額	1つの契約で①②両方の契約がある場合、いずれか大きい金額 ①②両方が別契約である場合はそれぞれ計算した合計額 (最高限度額50,000円)
①地震保険料	50,000円以下	全額	
	50,001円以上	50,000円(限度額)	
②旧長期損害保険料	10,000円以下	全額	
	10,001円～20,000円	(支払額×1/2)+5,000円	
	20,001円以上	15,000円(限度額)	
寄附金控除	①共同募金会等に対する寄附金の額－2,000円 ②総所得金額等の40%の金額－2,000円		①②のいずれか小さいほう

●配偶者控除・配偶者特別控除一覧表 ()内は住民税控除額

			申告者の合計所得金額			
			～900万円	～950万円	～1,000万円	1,000万円超
			所得税(住民税(万円))控除額			
配偶者 控除		48万円以下	38(33)万円	26(22)万円	13(11)万円	—
		老人配偶者(S26.1.1以前生まれ)	48(38)万円	32(26)万円	16(13)万円	—
配偶者 特別控除	配 偶 者 の 合 計 所 得	48万円超～ 95万円以下	38(33)万円	26(22)万円	13(11)万円	—
		95万円超～100万円以下	36(33)万円	24(22)万円	12(11)万円	—
		100万円超～105万円以下	31(31)万円	21(21)万円	11(11)万円	—
		105万円超～110万円以下	26(26)万円	18(18)万円	9(9)万円	—
		110万円超～115万円以下	21(21)万円	14(14)万円	7(7)万円	—
		115万円超～120万円以下	16(16)万円	11(11)万円	6(6)万円	—
		120万円超～125万円以下	11(11)万円	8(8)万円	4(4)万円	—
		125万円超～130万円以下	6(6)万円	4(4)万円	2(2)万円	—
		130万円超～133万円以下	3(3)万円	2(2)万円	1(1)万円	—
		133万円超	—	—	—	—

●参考＜市民税・県民税と所得税の所得控除比較表＞

区分			所得税	住民税	区分	所得税	住民税	
医療費控除			同額		寡婦控除	270,000円	260,000円	
社会保険料控除			同額		ひとり親控除	350,000円	300,000円	
小規模企業共済等掛金控除			同額					
生命保険料控除 (限度額)	一般分	新	40,000円	28,000円	勤労学生控除		270,000円	260,000円
		旧	50,000円	35,000円	障害者控除	普通障害	270,000円	260,000円
	介護医療分		40,000円	28,000円		特別障害	400,000円	300,000円
	個人年金分	新	40,000円	28,000円		同居特別障害	350,000円	230,000円
		旧	50,000円	35,000円	配偶者控除 (限度額)	一般	380,000円	330,000円
	一般+介護+年金		120,000円	70,000円		老人	480,000円	380,000円
地震保険料控除 (限度額)	地震		50,000円	25,000円	配偶者特別控除(限度額)		380,000円	330,000円
	旧長期		15,000円	10,000円	扶養控除	老人	480,000円	380,000円
	地震+旧長期		50,000円	25,000円		同居老親等	580,000円	450,000円
寄附金控除	特定寄附金 -2千円		平成21年度より所得控 除から税額控除に改 められました。	基礎控除(限度額)		特定	630,000円	450,000円
					一般	380,000円	330,000円	
							480,000円	430,000円

令和3年度 市民税・県民税（国民健康保険税） 申告書記入の手引き

令和3年度の市・県民税は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までに生じた所得について、令和3年1月1日現在伊東市に居住していた人が、市へ申告し、納税することになっています。

市・県民税申告をする人

申告が必要かどうかは
下記「申告判断表」を参考と
してください。

＜ご自身で申告書を記載することが困難な人＞

申告書の住所氏名欄を記載し、下記「申告に必要なもの」とともに直接又は郵送で提出してください。添付資料を基に、下記のとおり処理します。
ただし、添付資料に記載された控除の内容に追加・変更がある場合は、裏面記載例を参考に記載をお願いします。

＜ご自身で申告書を記載することができる人＞

裏面記載例を参考に記載をお願いします。
所得0円の申告をする人については申告書の住所氏名欄のみを記載してください。

申告に必要なもの

●添付資料

- ・源泉徴収票
(給与、公的年金等の所得がある人)
- ・収支のわかる書類
(不動産・事業等の所得がある人)
- ・社会保険料・生命保険料等の支払証明書
- その他
 - ・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード
(郵送の場合はコピーを添付してください)

処理方法

＜添付の資料がある場合＞

- ・収入、控除は全て足し込み
 - ・人的控除は添付資料に記載のものを全て反映
(ただし、各控除の所得要件において、その所得要件を超えた場合は職権で否認。他者と扶養が重複している場合は後日確認のご連絡をします。)
 - ・添付資料に記載された控除の内容に追加・変更がある場合は、申し出が無いと反映できません。所得から差し引かれる金額欄の未記載での提出はご遠慮ください。
- ＜添付の資料が無い場合＞
合計所得金額0円とみなします。

ご自身で申告書を記載することが困難な人(添付資料とおりの申告の人)、所得0円の申告の人は申告書の住所氏名欄のみを記載してください。

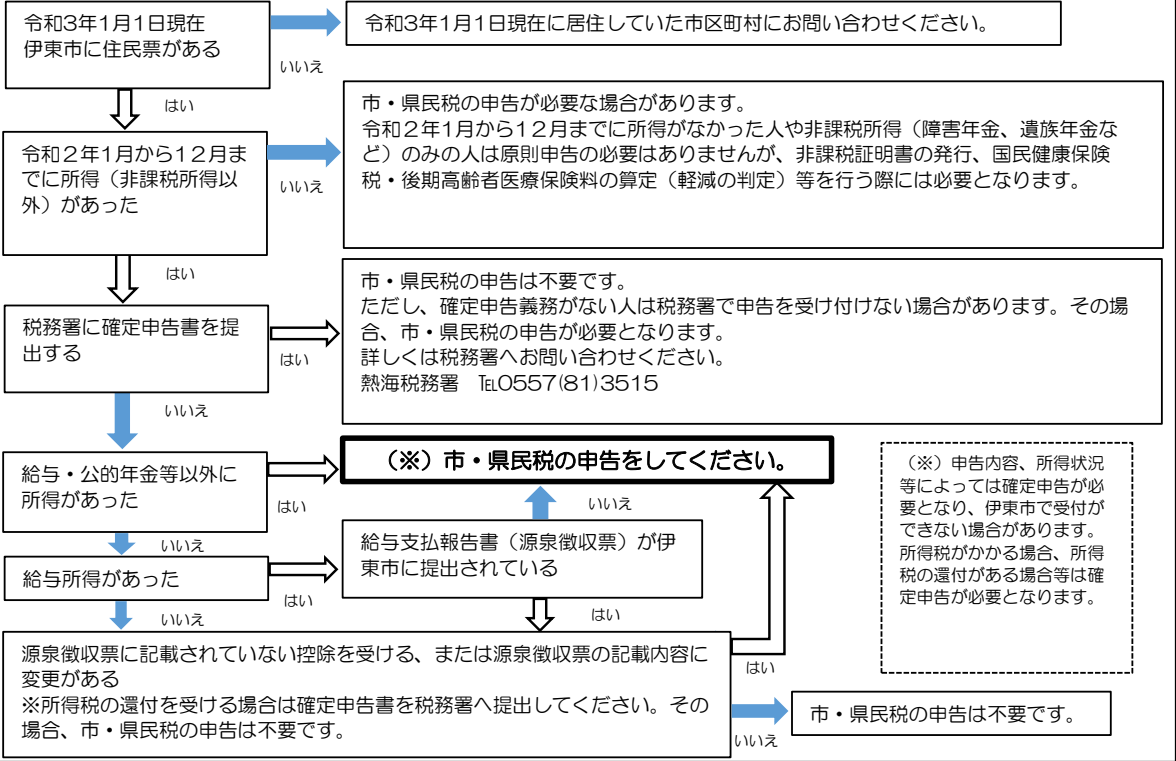
住所氏名欄

伊東市長 令和3年度 市民税・県民税 国民健康保険税 申告書		伊東市では申告書と併せて 国民健康保険税の通知書を送付します。
住所氏名欄	伊東市大森2-1-1	氏名 伊東 太郎
住所氏名欄	伊東市吉里町5-14	氏名 伊東 太郎
電話番号	0557-32-1271	生年 20 年 1 月 1 日 個人番号

申告判断表

この表を参考に、ご自身が市・県民税の申告を行う必要があるかご確認ください。

ここから始めてください



3

伊東市大森2-1-1

伊東市吉里町5-14

伊東 太郎

伊東 太郎

0557-32-1271

20 年 1 月 1 日

個人番号

